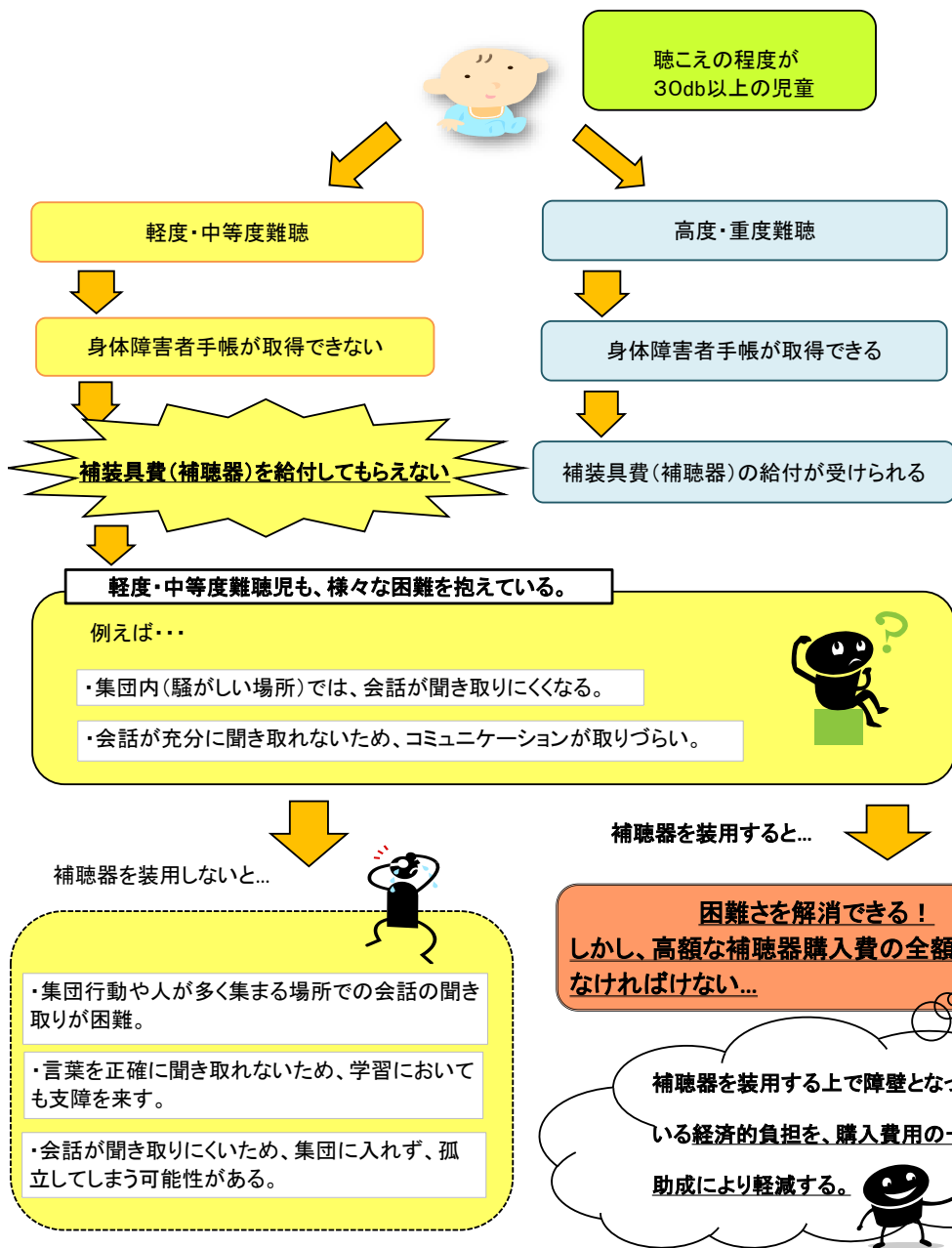


弘前市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業について



<参考～聴力レベル～>

dB	障がい	聞こえの程度
0	健聴	
10		
20		ささやき声
30	軽度難聴	
40		普通の会話
50	中等度難聴	
60		
70	高度難聴	大声
80		
90	重度難聴	怒鳴り声
100		ガード下の鉄道走行音
110		地下鉄走行音
120		
130		飛行機のエンジン

助成対象 (30dB以上)

手帳交付対象 (70dB以上)

【助成の対象となるかた】

次の要件を全て満たす18歳未満の児童が助成対象となります。

1. 弘前市内に住所を有していること。
2. 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳(聴覚障がい)の交付対象とならないこと。
3. 補聴器の装用により、言語等の習得等一定の効果が期待できると指定医師の判断を受けていること。
4. 対象児の世帯内に、市民税の所得割の額が46万円以上のかたがいないこと。

【対象となる補聴器】

別表のとおり

【助成額】

別表の基準額の範囲内で購入又は修理に係る費用の3分の2 ※ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとする。

【別表】

種目	補聴器の名称	1台当たりの基準額(円)	基準額に含まれるもの	耐用年数
購入	軽度・中等度難聴用ポケット型	50,600円	①補聴器本体(電池を含む) ②イヤーマールド	5年
	軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円	※イヤーマールドを使用しない場合は、基準額から9,000円を除くこと。	
	高度難聴用ポケット型	50,600円		
	高度難聴用耳かけ型	52,900円		
	重度難聴用ポケット型	64,800円		
	重度難聴用耳かけ型	76,300円		
	耳あな型(レディメイド)	96,000円		
	耳あな型(オーダーメイド)	137,000円	①補聴器本体(電池を含む)	
	骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体(電池を含む) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200円	①補聴器本体(電池を含む) ②平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準額から1枚につき3,600円を除く。		
修理	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)に規定する基準額			

- 1 業者が材料を仕入れた時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の1台当たりの基準額の100分の106円に相当する額を基準額の上限とする。
- 2 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。

【相談・申請先】

障がい福祉課 障がい者医療・給付係(窓口 前川新館1階A-105)

【申請に必要なもの】

1. 申請書(※1)
 2. 医師の意見書(※1)
 3. 市の登録を受けた補聴器販売業者が作成した見積書(※2)
- ※1 申請書・医師意見書の用紙(様式)は、障がい福祉課 障がい者医療・給付係に用意しております。
- ※2 市の登録を受けた補聴器販売業者については、障がい福祉課までお問い合わせください。

★注意事項

1. 補聴器を購入する前の申請が必要になります。
2. 医師の意見書作成にかかる費用は自己負担となります。
3. 医師の意見書を作成できる医師及び医療機関を定めていますので、医療機関にご確認の上、意見書を作成してください。

《意見書を作成できる医師及び医療機関》

- ①身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師(聴覚障がい)
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(耳鼻咽喉科に関する医療)の主たる医師

【お問い合わせ】

障がい福祉課

障がい者医療・給付係

電話 0172-40-7036